

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年4月22日

国土技術政策総合研究所長 佐藤 寿延

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国土技術政策総合研究所立原庁舎の電力の安定的な供給の機能を維持するため特高受変電設備自動制御装置の修繕を行うものである。

なお、当業務は、自動制御システム（PLC）のプログラム改良を行うため、特高受変電設備の更新・改良・修繕に関する技術及び実績が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、特高受変電設備に関する高度な専門知識及び技術的検討力を有している者（以下、「特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 国総研（立原）特高受変電設備自動制御装置修繕業務
- (2) 業務内容
  - ① 現地調査
  - ② 自動制御装置修繕
  - ③ 自動制御システム（PLC）プログラム改良
  - ④ 総合試運転調整
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日

## 3. 業務目的

本業務は、立原庁舎エネルギーセンター棟の特高受変電設備自動制御装置の構成機器である特高監視制御盤、高圧スイッチギヤ制御盤、LTC制御盤の修繕を行うものとする。また、施設側の機器の変更、撤去に伴う自動制御システム（PLC）のプログラム改良を行うとともに正常に稼働するよう試運転調整を行うものである。

## 4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- (1) 基本的要件
  - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）

に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社

又は合同会社をいう。)の社員  
(同法第 590 条第 1 項に規定する  
定款に別段の定めがある場合によ  
り業務を執行しないこととされて  
いる社員を除く。)

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつ  
て i から iv までに掲げる者に準ず  
る者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会  
社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は  
会社更生法第 67 条第 1 項の規定によ  
り選任された管財人(以下単に「管  
財人」という。)を現に兼ねている  
場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の  
会社等の管財人を現に兼ねている場  
合

(2) 技術力に関する要件

① 本番環境に準じたテスト環境(テストデ  
ータの作成を含む。)を契約締結後、速や  
かに受注者自ら構築できること。

② 契約締結時点において稼働している機能  
に障害が発生した場合、迅速な対応をとれ  
る体制を構築できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委  
託し、又は請負わせていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

平成 23 年度以降に元請けとして履行し  
た、特高受変電設備の自動制御設備新設、  
更新、改造または修繕の実績を有するこ

と。

(5) 配置予定技術者に関する要件

配置予定主任技術者は平成 23 年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において 1 件以上の実績を有していなければならない。

- ① 元請けとして履行した、特高受変電設備の自動制御設備新設、更新、改造または修繕の実績

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地  
国土技術政策総合研究所 総務部会計課  
調査係

電話番号：029-864-4034

電子メール：nil-chotatsu@ki.mlit.go.jp

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地  
国土技術政策総合研究所 総務部総務管理  
官付 管理担当

電話：029-864-4702

電子メール：nil-soukan@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)②に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を

行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)②に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和8年4月22日から令和8年5月13日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は12時まで）とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年5月14日(木)12時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口  
5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限  
令和8年6月8日(月)16時00分

(4) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関

東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

## 7. Summary

(1) Subject matter of service : Repair Work for the Automatic Control System of the Extra-High-Voltage Substation Equipment at the National Institute for Land and Infrastructure Management (Tachihara Building) 1 set

(2) Time-limit to express interests : 12:00  
14 May 2026

(3) Contact point of documentation relating to the proposal : Management Section, Head Officer for General Affairs Department, National Institute Land and Infrastructure Management. 1Asahi , Tsukuba-City, Ibaraki, 305-0804, Japan, TEL029-864-4702

(4) Contract point for the notice : TADOKORO-Katsuichi, Examination Section, Accounting-Division, General Affairs Department, National Institute Land and Infrastructure Management. 1Asahi , Tsukuba-City, Ibaraki, 305-0804, Japan, TEL029-864-4034